

資料4 水道メーター先行出庫基準

水道メーター（以下「メーター」という。）を給水装置工事検査より先行して出庫できる場合は、次の1～6に掲げる場合とし、工事検査の7日前から先行出庫できるものとする。

なお、使用開始日はメーターの先行出庫日とする。

また、水道使用開始届（以下「開始届」という。）とメーターの引換えが必要な場合があるので留意し、開始届の要否不明の場合は局職員と協議すること。

- 1 一給水装置工事でメーターの設置が複数ある場合（アパート等）

開始届とメーターの引換え：不要

- 2 大型メーターを設置する場合（φ50以上）

開始届とメーターの引換え：原則不要

- 3 メーターφ40を設置する場合で市長が認めたとき

開始届とメーターの引換え：原則必要

- 4 井戸等からの切替えを行う場合

開始届とメーターの引換え：必要

- 5 受水槽給水で一括メーターの場合

開始届とメーターの引換え：必要

- 6 その他先行出庫することがやむを得ないと市長が認めた場合

開始届とメーターの引換え：原則必要